

大阪 IR、壁また壁

日本経済新聞 9 日朝刊 2 面「真相深層」に表題記事が掲載されていたので、抜粋して紹介する。

2030 年秋をめどとする開業へまず立ちはだかるのが厳しい工事日程だ。建設予定地の人工島、夢洲はごみの焼却灰や土砂で造成された埋め立て地で、地盤沈下や液状化への対策が課題となる。巨大な建造物の重さを分散させるため杭を通常より多く打ち込む作業などが要る。施設完成には「6 年超の期間がかかる」と府・市の IR 推進局の担当者は説明する。すぐに工事を始めても終了は 29 年末ごろ。内装工事やスタッフの研修を考慮すればすでに日程の余裕はない。同じ夢洲で開く万博も府・市や事業者の頭を悩ませる。IR は 25 年春ごろに本格着工の予定で、万博開幕と時期が重なる。万博会期中、夢洲には来場者を運ぶバスが行き交う。市中心部とをつなぐ陸路は 2 本で、IR の工事車両と万博の輸送車両による激しい渋滞を懸念する声は多い。万博協会幹部は「会期中は日中の工事を止めるなど配慮してほしい」と訴える。ゼネコン幹部は「大幅に制限されれば開業に間に合わない可能性がある」と語り、着地点はまだ見えない。

開業までにクリアすべき「宿題」は他にもある。国は 4 月、区域整備計画を認定する際に 7 つの条件を示した。災害対策や地域住民の理解向上、ギャンブル依存症対策などを挙げ、府などに回答を求めた。府・市や財界関係者は事業者の撤退リスクを念頭に置く。実施協定には「前提条件」が整っていないと事業者が判断すれば、違約金なしで協定を破棄できる解除権を規定。当初実施協定に解除権を明記しない想定だったが、事業者が「事業実施を最終判断できる環境ではない」と主張し、26 年 9 月までの解除権を盛り込んだ。吉村知事は「IR は民設民営でビジネスのリスクを負うのは事業者だ」と解除権の延長は妥当という。

ただ行政と民間の契約に詳しい中山茂弁護士は「現時点で見通せない条件が多く異例の契約だ」と話す。大阪 IR は手を挙げた事業者が MGM とオリックスのグループのみで、交渉が事業者優位で進んだとの見方は根強い。府幹部も「撤退しないよう最大限配慮せざるを得ない」と認める。地元が「関西の経済成長のエンジン」（吉村氏）と位置づける国内初の IR 事業。実現までにはなお曲折も予想される。

中山弁護士が「異例の契約」と指摘するように、カジノ事業者が「事業実施を最終判断できる環境ではない」としながら実施協定などが締結された。そのため違約金なしで事業から撤退できる解除権が、3 年間も延長された。こんな契約が普通あるだろうか。10 月 24 日の夢洲懇談会と大阪市の協議では、IR 推進局の課長代理は、来年夏ごろの工事開始には、土地引渡が行われ、事業実施の前提条件が充足され、解除権が失効すると回答した。2026 年 9 月末まで解除権はなぜ延長されたのだろうか。

(2023 年 11 月 13 日)